

## 子どものセーフゲーディング指針

### 1. はじめに

みんなのコードは、誰もがテクノロジーを使った試行錯誤を通じて自らの可能性を信じ、社会や自身の未来を変えるために動いている社会の実現をめざして活動しています。

学校教育支援・社会教育支援・企業連携など多様な取り組みを通じて、「すべての子どもが、テクノロジーを使って自らチャレンジし続けられる出会い・きっかけをつくる」「テクノロジーを創造的に楽しむ子どもの姿を応援する」「子どもの多様さを包摂した情報教育環境をつくる」を実現することを大事にします。

子どものセーフゲーディング指針(以下、本指針)は、みんなのコードが活動の中で関わるすべての子ども、家族、学校や企業のパートナー、そしてスタッフ・ボランティアの「ひとりひとり」の尊厳と安全を守り、安心して関わり合える場をつくるために策定しました。

例:みんなのコードは、地域に住む子ども・若者たちが自分らしく過ごせる居場所を運営し、その活動場所の中で子ども・若者自身の声が聴かれ、子ども・若者の権利が保障されるように活動を行っています。

特に、ひとりひとりの子ども・若者がどのように過ごしたいのかを重視し、大人の「善かれ」を押し付けることなく、子ども・若者の声を聴き、彼らと共に最善の利益を考えていくことを大事にします。

### 2. 指針を通して目指すこと

- みんなのコードのすべての関係者が、子どもの権利と権利侵害について理解し、すべての子どもにとって最善の利益を考慮して対応できるようにします。
- みんなのコードのすべての事業や活動において、子どもにとってのリスクを可能な限り軽減、取り除き、活動に参加する子どもの権利が守られる環境づくりに積極的に取り組みます。

なお本指針は、国際的な基準や自らの実践を通じて得た教訓等に照らして、定期的に見直し、改訂します。

### 3. 理念

本指針は以下の理念を尊重します。

#### 3.1. 権利主体としての子どもの明記

- 3.1.1. 本指針では、世界人権宣言が記す通り、すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位などいかなる差別を受けることなく、等しく尊厳と権利をもつ権利の主体であることを認識する。
- 3.1.2. また、子どもの権利条約に基づき、18歳未満の子どもを権利の主体として捉える。

#### 3.2. 子どもの権利の4原則(子どもの参加と公平性、子どもの最善の利益、差別の禁止、安心安全のための基準の設定)

- 3.2.1. 本指針は、子どもの権利の4原則に基づき、子どもの参加と公平性、子どもの最善の利益、差別の禁止、安心安全のための基準の設定の原則を適用する。

#### 3.3. 多様な背景を持つ個人への配慮

- 3.3.1. 活動に関わるすべての人が、それぞれのルーツ、宗教、ジェンダー、特性、年齢、性的指向、民族性、地理的背景、障害の有無など、多様な個

人としての背景と価値観を尊重し、本人が大切にしていることを安心して行えるよう、共に方法を考え、必要な環境と配慮を提供する。

#### 3.4. 権威勾配

- 3.4.1. 人種、民族、性的指向、年齢、宗教、性的同一性、地理など、過去の文化的な固定観念や偏見（バイアス）がサービスの提供や人間関係に影響を与えないよう、組織として積極的に認識し、これに対処する。また、多様な背景を持つ人々（例：非日本語話者）との間に生じる力関係の不均衡（権威勾配）についても十分に認識し、すべての人が安心して意見を表明し、活動に主体的に参加できる公平な環境を確保することに努める。

#### 3.5. バイアスへの気づき

- 3.5.1. 組織および関係者は、文化、集団、ジェンダー、子ども観などに関する自身のバイアスを常に自覚し、責任を持って対処する。

### 4. 原則

以下の原則を満たすことにより、本指針の実現を図ります。

#### 4.1. 個々の責任

- 4.1.1. 本団体に関わるすべての関係者は、公私にわたり、子どもと最も適切な言動をもって接する。本指針を理解し実践する責務は関係者一人ひとりに課せられる。指針に反しかねない潜在的な問題や懸念を察知した場合には適切に報告・対応し、問題の予防に全力を尽くさなければならない。

#### 4.2. 普遍性

- 4.2.1. 本指針は、本団体の活動形態や場所を問わず、あらゆる業務において、すべての関係者の責務として適用する。

#### 4.3. 透明性と説明責任

- 4.3.1. 不適切な行為についてはきちんと指摘し、問題行為を未然に防ぐとともに、好ましい実践を広げていく。

#### 4.4. 子どもやコミュニティ等への説明責任

- 4.4.1. 団体内の制度や基準および実践を強化することによって、活動対象となる人々への説明責任を果たす。

#### 4.5. 個人情報（守秘義務）

- 4.5.1. 関係者等の言動に関する懸念や、報告、調査を通じて集められた情報は必要最小限の範囲で共有されるよう統制する。すべての記録や一連の通信文書も含め、守秘義務を守って適切に保管されなければならない。

#### 4.6. 迅速な対応・期限設定

- 4.6.1. 虐待がしばしば深刻化し繰り返される可能性を鑑み、懸念が生じた際には迅速な対応が何より重要となる。問題把握後の報告や問題対応にあたっては明確な期限を定めて手続きを進めなければならない。

#### 4.7. 公私にわたる範囲の適用

- 4.7.1. 本指針は、業務時間中であるか業務外かを問わず公私にわたり適用される。

#### 4.8. パートナーシップ

- 4.8.1. 協力関係にある団体や個人と一緒にこの取り組みを推進し、より広く地域や業界に働きかけて子どもの安全保護を実現する。

#### 4.9. 準拠する文書や法律・条約

- 4.9.1. 本指針は、日本財団と一般社団法人Everybeingが策定した「子どものセーフガーディングガイドブック」及び、1989年に国連で採択された「子どもの権利条約」、国連事務総長が2003年に公表した「性的虐待及び性的搾取を予防するための特別措置」等に準拠する。

5. 定義適用範囲(子どもの定義・セーフガーディングの定義・セーフガーディングの適応範囲・指針等に記載される文言の説明)

5.1. 用語

- 5.1.1. 子ども:本指針における「子ども」は国連「子どもの権利条約」に基づき、18歳未満のすべての人と定義する。
- 5.1.2. セーフガーディング:子どもと若者が、組織と関わりを持つことにより、いかなる形態の虐待、搾取、暴力等の危害にさらされ、権利が侵害されることがないように、組織として責任をもって取り組む予防策および発生した事案への対応策を指す。子どもと若者が安心して活動に参加できるように日頃から備えること、子どもの権利やの観点から懸念がある場合には、その事態に迅速かつ適切に対応策がとられること、子どもの権利やが守られ確実に保障されるよう組織の仕組みを継続的に改善・強化し、維持するように努めることを含む。

5.2. 適用範囲

本指針は以下の範囲に適用されます。

- 5.2.1. 役職員、ボランティア、インターンなど活動に関わる人だけでなく、パートナー団体、取材に来た人も含む。
- 5.2.2. 子どもへの危害とは、対面のみならずオンラインにおける危害も含むものとする。ソーシャルメディアをはじめとしたインターネットを使用する際、子ども、その家族、地域社会がリスクにさらされることを防ぐ。

6. 組織の責任・体制

以下のプロセスを通じて、本指針の実現を図ります。

- 6.1. 内外の関係者一人ひとりがこの取り組みを理解して規範に沿った言動ができるよう啓発するとともに、組織内の各部署・各担当者がそれぞれの役割と手続きを理解してその責任を果たすようにしなければならない。
- 6.2. 組織全体でこの取り組みを実現・推進していくために、適切な人員を配置する。「コンプライアンス規程」に則って運用するものとする。

## セーフガーディング行動規範

### 《子どもに対する姿勢について》

みんなのコードでは、子ども、おとな共にお互いを尊重し、多様な価値観を大切にし、安心して活動に参加することが重要だと考えています。そのため、子どもに関わる際のスタッフの基本的な姿勢は、「教える」という上からではなく「子どもが安心して意見を伝えることができる環境をつくり、子どもの力を大切に見守り、必要な時にサポートする」という形が大切だと考えています。それは子どもが自分自身でできることを必要以上に介入することは控え、「何かをやってあげる」ではなく、「権利主体として尊重し、対等な立場として子どもにアイデアを提案し、それをどうするかは子どもが決める」という姿勢です。ただし、法律に触れる場合や生命の危険がある場合は、おとなによる子どもへの介入は必要だと考えます。

### ▼すべての関係者は以下のことを心がけてください

1. 人権および子どもの権利の尊重と権利主体性の認識
  - 1.1. 参加する子ども、おとな、すべての人が世界人権宣言に基づく人権を尊重すること。
  - 1.2. 参加する子ども、おとなが、子どもの権利条約に基づく子どもの権利を尊重すること。一人の権利主体である子どもに対して、敬意をもって関わること。
  - 1.3. 人権および子どもの権利に根ざした姿勢を基本とし、子どもの自己責任に矮小化しないこと。
2. 多様性の尊重とインクルーシブな環境の保障
  - 2.1. 活動では、子どもも、おとなも、年下でも、年上でも、どんな性別でも、誰を好きでも、どんな国籍、民族、言語、職業や家庭環境でも、病気や障害のある人もない人も、学校に行っていない人もいなくても、勉強が苦手な人も得意な人も、見た目・考え方や感じ方が違って、一人ひとりの意見を大切にして、一人ひとりを大切な人として接すること。
3. 安全な活動環境の構築と適切なコミュニケーション
  - 3.1. 自分の言葉や行動が、相手を侮辱したり、差別的になったり、攻撃的・敵対的になったりしないようにいつも心がけること。
  - 3.2. もしも意図せず相手を傷つけてしまったら、立場に関係なくあやまること。
  - 3.3. 誰もが安心・安全に活動し、オープンなコミュニケーションができる環境をつくること。
  - 3.4. コミュニケーションの仕方や関わり方について、わからないこと、心配なこと、困ったことなどがあつたら、一人で悩まないで相談すること。
4. 子どもの理解・参加・エンパワメントの促進
  - 4.1. 子どもをエンパワーする。すなわち、子どもの権利や基本的人権に関する理解、何が適切で何が不適切か、また問題が起きた時にどうしたら良いかについて子どもたちと話し合う。
  - 4.2. 子どもや関係者が、基本的人権・子どもの権利及びセーフガーディングと保護を受ける権利に関して、また懸念がある場合にどうすればよいかに関して、十分な知識をもっている。
  - 4.3. 職員や関係者とどう接しているかについて日ごろから子どもと話し、彼らが気になっていることがあれば伝えるよう促す。
5. アクセシビリティの保障

- 5.1. それぞれのルーツ、宗教、ジェンダー、特性、年齢、性的指向、民族性、地理的背景、障害の有無といった多様な背景を持つすべての人の価値観と尊厳を尊重する。
- 5.2. 本人が大事にしていることを安心して行うための方法を一緒に考え、必要な環境や配慮を提供する。例えば、宗教上、お祈りしたいときに使える場所やタイミングを相談しながら設定したり、それぞれの言語で理解できる情報提供やコミュニケーション手段を確保することなどが含まれる。

## 6. 障害のある子どもの権利保障

- 6.1. 子どもにはその子なりに様々なことを感じ、表現する力があることを忘れず、障害の状態に関わらず、その年齢や発達段階、障がいの特性に応じた方法で、分かりやすく情報を伝える。
- 6.2. 言葉にならないメッセージやサイン(表情、体の動きなど)も子どもの意見表明として注意深く受け止め、理解しようと努める。そのための姿勢を持ち、言葉だけでなく様々な表現を受け取るスキルを周囲の大人が身につける。
- 6.3. 子ども一人ひとりの強みや経験を認め、尊重し、自らの意見を表明し、意思決定や行動計画の策定に主体的に参加できるよう支援する。
- 6.4. 子どもが自分でできることを必要以上に手伝うことは避け、その主体性を尊重する。医療的ケアが必要な子どもに対しては、そのケアが本人の意思を尊重した上で、適切かつ安全に行われるようにする。
- 6.5. 不必要な身体接触を避け、本人が望む方法を優先するよう努める。
- 6.6. 病気や障がいの有無に関わらず、子どもを一人の人として尊重し、固有の権利を持つ存在として扱う。障がいを理由に不当な扱いを受けることがないように、物理的障壁だけでなく、意識的、文化的、社会的障壁を取り除くよう、特に配慮する。
- 6.7. 障がいや病気の有無に関わらず、年齢や症状に応じた遊びや学びの権利、適切なレクリエーションや適度な休憩を保障し、子どもらしく生活できる環境を提供する。
- 6.8. 関連する団体と連携することで、身体的・心理的に安全な環境を提供し、予測可能な環境と透明性のある情報提供を通じて安心感を醸成する。

### ▼全ての関係者に以下の行為は許されません

#### 1. 身体的虐待・性的虐待や不適切な接触の禁止

- 1.1. 必要以上にボディタッチをしない(例:ほめるつもりで頭をなでる、背中や腕を触る、ひざの上に乗せる等)。
- 1.2. 子どもを叩く、蹴る、つねるなど、暴力によって身体的に傷つける行為をしない。
- 1.3. 子どもと性的・肉体的関係を持たない。
- 1.4. 子どもを性的な活動に関与させない(性的なサービスや行為に対する支払いを伴う活動も含む)。
- 1.5. 不適切な、あるいは性的なことを連想させる挑発的な身振りや態度を取らない。
- 1.6. 子どもと二人きりにならない。
- 1.7. ポルノや過激な暴力を含む不適切な画像、動画、ウェブサイトへ子どもを誘導しない。
- 1.8. 女性性器切除、強制結婚など有害な伝統的慣習に関与しない(例:虐待・搾取・ハラスメント等)。

#### 2. 心理的虐待・言葉の暴力の禁止

- 2.1. 子どもに対して不適切な言葉を使わない。侮辱的・攻撃的な提案や示唆をしない(本人に直接的なものだけでなく、SNSなどオンライン上などで間接的に行うこと

- を含む)。子どもに対して、あるいは子どもの前で、差別的、侮蔑的、攻撃的な発言をしたりコミュニケーションをとらない。
- 2.2. はずかしめる、自尊心を傷つける、軽視する、見下すなど、心理的に傷つける行為をしない。
  - 2.3. 子どもを利用する、搾取する、傷つけると受け取られかねない関係性をつくらない。
  - 2.4. 子どもが虐待にあいやすい状況をつくらない。子どもが虐待にあいやすい状況とは、例えば、大人の間でハラスメントや言葉の暴力が常態化し放置される環境や、子どもの前で、差別的、侮蔑的、攻撃的な言動やコミュニケーションを行うことなどが含まれる。
3. 差別・偏見・ジェンダー規範やその地域や国の文化をおしつけの禁止
    - 3.1. 特定の子どもを差別する、他の子と異なる扱いをする、えこひいきするなどをしない。(自分を貶めて、誰かをあげるという発言なども含む)
    - 3.2. 子どもに対してジェンダー規範を押しつけない(例:「お兄ちゃんらしくなったね」という発言)。
    - 3.3. 子どもの性的指向を本人の同意なく他者に公開しない(アウティング)。
    - 3.4. 子どものルーツ(それぞれの生まれた地域、国など)や宗教を尊重しない発言や、差別するような発言、行動をしない。ルーツや宗教を鑑みない環境をつくる(お祈りの時間を禁止される、国を主語に差別されるなど)。
    - 3.5. 子どものもつあらゆる特徴に対する差別をしない。
  4. 活動外を含む不適切な接触の禁止
    - 4.1. 活動に関わる子どもと、活動外で個人的に連絡をとらない。
    - 4.2. 活動外で訪問するなど、活動外でも不必要に子どもとの接触を図らない。
    - 4.3. 子どもを自宅や宿泊施設に招かない(緊急時を除く)。
    - 4.4. 現在・過去のプログラム参加者やその家族から、個人の連絡先を聞き出さない・受け取らない。
    - 4.5. 団体の監督下でない場合に、子どもやその家族と接触しない(訪問、SNS、メール、手紙等すべて含む)。
  5. 違法・不適切な行為を容認・関与の禁止
    - 5.1. 違法行為(違法薬物、未成年の飲酒・喫煙など)を大目に見ない、加担しない。
    - 5.2. 日本および活動地域の児童労働関連法に違反しない。
    - 5.3. 規範違反との疑念をもたれかねないような状況に自身を置かない。
  6. 子どもの安全確保・リスク予防(物理的・心理的な安全を守るための行動)
    - 6.1. 子どもが自分でできることを必要以上に手伝わない。
    - 6.2. 子どもと1対1にならない。対面、オンラインともに、可能な限り、他者の目が届く場所で接し、1対1になる状況をできる限り減らす。
    - 6.3. 私用デバイスやアカウントなどを用いて子どもと直接連絡を行わない。子どもとスタッフ(関係者)が連絡をとるときには決められた方法を使う。
  7. 子どもの尊重と信頼関係の構築(子どもの人権や人格を尊重する姿勢)
    - 7.1. 本人の希望を確認せずに、○○ちゃん・○○くんなどの呼び方はしない。必ず事前に本人が呼んで欲しい呼び方・ニックネームでを確認する。
    - 7.2. 子ども時代の自分や他の子どもと比較しない。目の前の子どもを一人の存在として見つめ、敬意を持って関わる。

- 7.3. 相手の言葉を勝手に判断したり、自分の思い込みや経験を押し付けない。
- 7.4. 子どもと自分だけが共有する秘密を作らない。

## 8. 情報の取り扱い・プライバシー保護

- 8.1. 子どもから見聞きした情報を本人の同意なく他者に漏らさない。ただし、子どもの命に関わる状況など緊急性が高い場合も考えられるため、本指針における透明性と説明責任の原則に照らし、例外措置をとり得る場合があることを子どもにあらかじめ周知する。
- 8.2. 有害なコンテンツに子どもを晒さない。子どものプライバシーを侵害する形で情報の収集・利用、または尊厳を傷つけるような情報発信は行わない。
- 8.3. 子どもおよび学校・保護者から許可がない場合は、写真や映像を撮影または使用しない。許可があっても、映像の使用によって、子どもや関係者の個人情報や住む場所が特定される危険性がないようにする。子どもの通う学校の特定につながるような制服や運動着が写り込むことがないようにする。
- 8.4. 画像のラベルやメタデータ、テキスト記述を電子的に送信する場合も、また、いかなる形式で公開する場合も、子どもの特定につながる情報が漏れることがないようにする。
- 8.5. 子どもの情報へのアクセスを不当に制限しない。